

## 「福玉便り」編集委員会 会則

(名称)

第1条 この会は、「福玉便り」編集委員会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、埼玉県さいたま市浦和区におく。

(目的)

第3条 この会は、東日本大震災および福島第一原発事故により埼玉県を中心に首都圏に避難している被災者を支援し、孤立孤独から守ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 情報誌「福玉便り」を発行し、避難者を孤立・孤独から守る。
- (2) 首都圏に避難されている方のネットワークづくり、連携に関する事業
- (3) 原発事故から「自主的に避難」した母子の支援、ネットワークづくり
- (4) 福島県内の仮設住宅や借上げ住宅に避難している町民との情報共有のための場づくりと運営
- (5) その他、この会の目的の達成に必要な事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、正会員とする。

2 その会費及び資格は総会が定める。

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として、総会をおよび運営委員会をおく。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は委員長が召集するものとし、毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 委員の選任
- (4) 本会の解散、合併に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 運営委員会は委員長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は委員長が務める。

5 運営委員会は委員の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(委員)

第7条 この会に次の委員をおく。

委員長（1名）委員長は本会を統括し代表する。

副委員長（若干名）副委員長は委員長を補佐する。

監事（1名以上）監事は委員の職務執行を監査する。

2 委員は総会で選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。

3 委員長、副委員長をもって運営委員会を構成する。

4 監事は運営委員会、総会に出席し発言することができる。委員及び運営委員会が機能しない時は、総会を招集できる。

（事業年度）

第8条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

（財産の管理）

第9条 この会の会計処理および管理方法は運営委員会が定める。

（会則の改正）

第10条 会則の改正は総会において正会員の2/3以上の賛成をもって決する。

（細則）

第11条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、運営委員会が定める。